

西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、住宅の耐震化の促進を図り、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るため、市内に存する住宅の所有者等が行う耐震改修工事等に対し、市が交付する西脇市住宅耐震化促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる設備要件を満たす建築物又は建築物の一部をいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用の炊事用流し
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 戸建て住宅 一つの建築物が一つの住宅となっているものをいう。
- (3) 共同住宅 前号に掲げるもの以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。
- (4) 耐震診断 次のいずれかの方法により行う住宅の耐震性に係る診断をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017年改訂版）による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断
 - オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

- カ アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (5) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事においては、上部構造評点を0.7以上又は構造耐震指標（Is）を0.3以上とするものをいう。
- (6) 安全性が低いと診断された住宅 次のいずれかに該当するものをいう。
ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たない住宅
イ 平成12年度から平成14年度までの間に旧西脇市（平成17年10月1日をもって廃された西脇市をいう。）が実施したわが家の耐震診断推進事業で、診断の結果安全性が低いと診断された住宅
ウ 西脇市簡易耐震診断推進事業実施規程（平成22年西脇市告示第79号）第2条第1号に規定する耐震診断において、診断の結果安全性が低いと診断された住宅
- (7) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (8) 耐震改修計画策定 住宅の耐震基準を満たすための改修計画であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積りをいい、一般社団法人兵庫県建築士事務所協会の耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価、判定等を含むものをいう。
- (9) 耐震改修工事 住宅の耐震基準を満たすための工事であって、次に掲げるものをいう。
ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
イ 屋根を軽量化する工事
ウ 床面の剛性を高める工事
エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2のいずれかに該当するものとして市長が認める工法による工事
オ 減築工事（減築後の建築物が第1号に規定する住宅となるものに限る。）
カ アからオまでの工事に伴い必要となる附帯工事
- (10) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅において、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。
- (11) 屋根軽量化工事 住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（棧瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事をいい、

当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものをいう。

- (12) シェルター型工事 別表第3に定める名称による工事をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものをいう。
 - (13) 建替工事 安全性が低いと診断された住宅を除却し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準を満たす住宅を新たに建築する工事をいう。
 - (14) 防災ベッド等 別表第4に定める防災ベッドその他の装置及び別表第2のいずれかに該当するものとして市長が認める工法による工事をいう。
 - (15) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
 - (16) 附帯工事 次に掲げる工事をいう。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
 - ア 補強する壁の周囲91センチメートルの範囲内における外壁並びに第9号ア、ウ及びエに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事
 - イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取付けに係る工事
 - ウ 軽量化のための屋根のふき替えに伴う下地材及び樋の取替工事
 - エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事
 - オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事
- （補助対象者）

第3条 補助対象者は、別表第5に定める補助対象事業の区分に応じ、同表の補助対象者の欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - (2) 市税等（市民税その他の市税をいう。）を滞納している者
- （補助対象住宅等）

第4条 補助対象住宅、補助対象経費、補助金の額及び補助対象事業の要件は、別表第5に定める補助対象事業の区分に応じ、同表のそれぞれの欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は、

補助対象住宅としない。

- (1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、補助対象事業の区分に応じ、別表第6に定める書類を添付するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

- 3 申請者は、第1項の通知が行われた後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内は、西脇市住宅耐震化促進事業取下承認申請書（様式第3号）により、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、西脇市住宅耐震化促進事業取下承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、第1号又は第2号に規定する変更を行おうとする場合は、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、第3号に規定する中止又は廃止を行おうとする場合は、西脇市住宅耐震化促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更。ただし、交付決定額に変更を生じるものを除く。

(2) 補助事業の内容の変更。ただし、補助対象住宅の変更以外の場合で、交付決定額に変更を生じるものを除く。

(3) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請事項を承認すべきと認めたときは、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第7号）又は西脇市住宅耐震化促進事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び交付決定額の変更を受けようとするときは、西脇市住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に、市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、補助金の変更交付決定を行い、西脇市住宅耐震化促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 第6条第3項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

（補助事業の遂行状況報告）

第10条 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、西脇市住宅耐震化促進事業遂行状況報告請求書（様式第11号）により、補助事業の遂行状況等の報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の報告を求められたときは、西脇市住宅耐震化促進事業遂行状況報告書（様式第12号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長へ報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに西脇市住宅耐震化促進事業遂行困難状況報告書（様式第13号）を市長へ提出し、その指示を受けなければならない。

（中間検査）

第11条 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施することができる。

2 市長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、西脇市住宅耐震化促進事業中間検査実施通知書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、西脇市住宅耐震化促進事業実績報告書（様式第15号）を、当該補助事業完了の日か

ら起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の3月24日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、補助事業の区分に応じ、別表第7に定める書類を添付するものとする。

(是正命令等)

第13条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、西脇市住宅耐震化促進事業是正命令書(様式第16号)により、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第10条第2項の報告があった場合及び第11条第1項による中間検査を実施した場合において準用する。

- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、第12条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、西脇市住宅耐震化促進事業補助金額確定通知書(様式第17号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される西脇市住宅耐震化促進事業補助金請求書(様式第18号)により補助金を交付する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めたとときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第19号)により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(設計の確認)

第17条 簡易耐震改修工事費補助事業の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、西脇市住宅耐震化促進事業設計確認書（様式第20号）を市長に提出することができる。

（実績の公表）

第18条 市長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を兵庫県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程の廃止）

2 西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程（平成25年西脇市告示第112号）は、廃止する。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年5月1日告示第118号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
1	第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
2	第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
3	第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
4	第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
5	第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
6	第2条第4号カによるもの	全て	上記1から5までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2（第2条関係）

番号	工 法
1	一般社団法人日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定、試験等によりその性能が評価されたもの

別表第3（第2条関係）

番号	名 称	会 社 名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	重量鉄骨製地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社

6	耐震箱形鉄骨構造体	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	耐震箱形木造構造体	ハイブリッドハウス販売株式会社
8	シェルBOX	ナスラック株式会社
9	J. Pod 耐震シェルター	J. Pod & 耐震工法協会
10	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
11	木造軸組耐震シェルター 「剛建」	有限会社宮田鉄工
12	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
13	「ウッド・ラック」ルームシェルターひのき庵	新光産業株式会社
14	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
15	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所

別表第4（第2条関係）

番号	名 称	会 社 名
1	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっくくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス（UB）	J建築システム株式会社
11	耐震小型シェエルター「構-kamae-テーブルタイプ」	株式会社安信

別表第5（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象住宅	補助対象経費	補助金の額	補助対象事業の要件
住宅耐震改修計画策定費補助事業	補助対象住宅を所有する者	<ol style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。以下同じ。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入する又は加入する住宅 	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する経費に6分の5を乗じて得た額又は25万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000円を限度とする。	<ol style="list-style-type: none"> 策定される住宅耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっており、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることと確認できること。 耐震診断及び策定される耐震改修計画が、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士で、同法第23条に規定する登録を受け、建築士事務所勤務している者が行うことと。ただし、登録が不要である場合は、この限りでない。
住宅耐震改修工事費補助事業	<ol style="list-style-type: none"> 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみ）の者にあつては、給与収入が1,420万円）以下の者 	<ol style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」の額助成）「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入する又は加入する住宅 	補助対象者が実施する耐震改修工事の経費。ただし、戸建て住宅においては総額50万円以上のものに限る。	補助対象経費が50万円以上100万円未満の場合は50万円、100万円以上200万円未満の場合は80万円、200万円以上300万円未満の場合は110万円、300万円以上の場合には130万円とする。ただし、兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。	<ol style="list-style-type: none"> 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 区分所有の共同住宅における補助対象となる戸数は、補助対象者が所有する戸数とする。 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、実績の公表による契約による工事であること。

<p>簡易耐震改修工事費補助事業</p>	<p>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみ）の者にあつては、給与収入が1,420万円）以下の者</p>	<p>1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入する又は加入する住宅</p>	<p>補助対象者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上）のものに限る。）に要する経費。 ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」を受けた住宅に耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。</p>	<p>50万円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又は構造耐震指標（Is）が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000円（定額）とする。</p>	<p>と。 1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくは構造耐震指標（Is）が0.3以上となつては、耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくは構造耐震指標（Is）が0.3以上であることと確認できること。 2 補助事業の対象となる耐震改修工事は兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく業者登録制度等へ登録し、かつ、工事実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</p>
<p>屋根軽量化工事費補助事業</p>	<p>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみ）の者にあつては、給与収入が1,420万円）以下の者</p>	<p>1 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅で、評点が0.7点以上の住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入する又は加入する住宅</p>	<p>補助対象者が実施する屋根軽量化工事（総額が50万円以上）のものに限る。）に要する経費</p>	<p>50万円</p>	<p>補助事業の対象となる耐震改修工事は兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく業者登録制度等へ登録し、かつ、工事実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</p>

<p>シェルター型工事費補助事業</p>	<p>1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみ）の者又は、給与収入が1,420万円以下</p>	<p>1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入する又は加入する住宅</p>	<p>補助対象者が実施するシェルター型工事（総額が10万円以上に限る。）に要する経費</p>	<p>補助対象経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。</p>	
<p>建替工事費補助事業</p>	<p>1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人）又はその所有者にと準ずる者 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみ）の者又は、給与収入が1,420万円以下</p>	<p>1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」「簡易耐震改修工事費補助」「簡易な耐震改修定額助成」）、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 自己の居住の用に供する住宅 3 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入する又は加入する住宅</p>	<p>補助対象者が実施する建替工事（総額が100万円以上に限る。）に要する経費</p>	<p>100万円。ただし、兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」「簡易な耐震改修定額助成」「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。</p>	
<p>防災ベッド等設置費補助事業</p>	<p>1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみ）の者又は、給与収入が1,420万円以下</p>	<p>1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」「簡易耐震改修工事費補助」「簡易な耐震改修定額助成」）、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共</p>	<p>補助対象者が実施する防災ベッド等設置工事（総額が10万円以上に限る。）に要する経費</p>	<p>10万円</p>	

		済制度の家財再建共 済制度又は住宅再建 共済制度に加入して いる又は加入する住 宅			
--	--	---	--	--	--

別表第6（第5条関係）

補助対象事業	添付書類
定住 費宅 補耐 助震 事改 業修 計 画 策	1 付表1（住宅概要書） 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 住宅の付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 4 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合 は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
住 宅 耐 震 改 修 工 事 費 補 助 事 業	1 付表2（住宅概要書） 2 付表3（補助金算定・精算書） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 付表4（耐震診断報告書） 5 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図、立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 6 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基 づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し 7 付表5（耐震改修工事实績公表同意書） 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合 は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
事 業 簡 易 耐 震 改 修 工 事 費 補 助	1 付表6（住宅概要書） 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 4 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基 づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し 5 付表5（耐震改修工事实績公表同意書） 6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合 は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
業 屋 根 軽 量 化 工 事 費 補 助 事	1 付表7（住宅概要書） 2 付表8（補助金算定・精算書） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 付表9（耐震工事事業計画書） 5 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図、立面図（耐震改修前後）

	<p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>6 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>7 付表5（耐震改修工事実績公表同意書）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p>
シ ェ ル タ ー 型 工 事 費 補 助 事 業	<p>1 付表7（住宅概要書）</p> <p>2 付表8（補助金算定・精算書）</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>4 付表9（耐震工事事業計画書）</p> <p>5 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p>
建 替 工 事 費 補 助 事 業	<p>1 付表10（住宅概要書）</p> <p>2 除却する住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 除却する住宅の耐震診断結果</p> <p>4 住民票</p> <p>5 戸籍謄本（2親等以内の親族が申請者の場合に限る。）</p> <p>6 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>7 建替工事の見積書</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p>
事 業 防 災 ベ ッ ド 等 設 置 費 補 助	<p>1 付表11（住宅概要書）</p> <p>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の建築年月を証明する書類</p> <p>3 耐震診断結果</p> <p>4 住民票</p> <p>5 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>6 設置する防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p>

別表第7（第12条関係）

補助対象事業	添付書類
事業 住宅耐震改修計画策定費補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 付表3（補助金算定・精算書） 2 耐震改修工事費用の見積書 3 交付決定通知書の写し 4 付表4（耐震診断報告書） 5 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図、立面図（耐震改修前後） (3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
補助事業 住宅耐震改修工事費	<ol style="list-style-type: none"> 1 付表3（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 付表12（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 6 付表13（耐震改修工事実績公表内容報告書） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
簡易耐震改修工事費補助事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 付表14（補助金精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 付表15（耐震診断報告書） 4 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図、立面図（耐震改修前後） (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5 付表16（耐震改修工事実施確認書） 6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 8 付表13（耐震改修工事実績公表内容報告書） 9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
助事業 屋根軽量化工事費補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 付表8（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 付表17（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 6 付表13（耐震改修工事実績公表内容報告書） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）

<p>シ ェ ル タ ー 型 工 事 費 補 助 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 付表8（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 付表17（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
<p>業 建 替 工 事 費 補 助 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 建替工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 3 新たに建築した住宅の検査済証 4 完了写真 5 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
<p>置 防 災 補 助 事 業 ベ ッ ド 等 設 置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置に係る契約書の写し及び領収書の写し 3 完了写真 4 兵庫県住宅再建共済制度の家財再建共済制度加入証書の写し若しくは加入申込書の写し又は住宅再建共済制度加入証書の写し若しくは加入申込書の写し 5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号（ ） -

西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付申請書

西脇市住宅耐震化促進事業による補助金の交付を受けたいので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことに相違ありません。

また、補助金の交付の可否を決定するために、私の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することに同意します。

記

事業を実施する住宅の所在地	西脇市
補助区分	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修計画策定費補助 <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助 <input type="checkbox"/> シェルター型工事費補助 <input type="checkbox"/> 建替工事費補助 <input type="checkbox"/> 防災ベッド等設置費補助
事業の着手年月日	年 月 日（予定）
事業の完了年月日	年 月 日（予定）
補助金の申請額	円

< 添付書類 >

- 1 補助区分に応じ、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程の別表第6に定める事項に記載されているもの
- 2 その他市長が必要と認めるもの

別記

収支予算書

1 収入

科目	予算額	摘要
市補助金	円	
自己資金	円	
計	円	

2 支出

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

【注意事項】

- 1 収入と支出の計はそれぞれ一致すること。
- 2 予算額は、補助対象となる額を記入すること。
- 3 支出の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。
- 4 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は、補助対象外となる。

様式第2号（第6条関係）
西脇市指令第 号

様

西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西脇市住宅耐震化促進事業の補助金の交付については、下記のとおり決定したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 実施する事業
- 3 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 4 事業に要する経費は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助対象経費 円
- 5 補助事業者は、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程の規定に従わなければならない。
- 6 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 7 西脇市住宅耐震化促進事業を完了したときは、西脇市住宅耐震化促進事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 8 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり
氏

がな
名

電話番号（ ） -

西脇市住宅耐震化促進事業取下承認申請書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業について、下記のとおり取り下げしたいので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第7条第1項の規定により、申請します。

記

1 取下げの理由

2 取下げ年月日 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

～
・ ・

様

西脇市長

印

西脇市住宅耐震化促進事業取下承認通知書

年 月 日付けで取下げ申請のあった西脇市住宅耐震化促進事業については、下記のとおり承認することに決定したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第7条第2項の規定により通知します。

記

年 月 日付けで申請のあった事業は、西脇市住宅耐震化促進事業取下承認申請書に記載のとおり取下申請を承認する。

年 月 日

西脇市長 様

申請者 住 所 _____
ふり がな
氏 名 _____
電話番号（ ） - _____

西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業について、交付決定の内容を変更したいので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業を実施する住宅の所在地	西脇市
補助区分	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修計画策定費補助 <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助 <input type="checkbox"/> シェルター型工事費補助 <input type="checkbox"/> 建替工事費補助 <input type="checkbox"/> 防災ベッド等設置費補助
変更の内容及び変更の理由	

< 添付書類 >

- 1 補助区分に応じ、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程の別表第 6 に定める事項に記載されているもの
- 2 その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

西脇市長 様

申請者

住 所

ふり
氏 名

電話番号（ ） -

西脇市住宅耐震化促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第8条第1項の規定により、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
廃止予定年月日 年 月 日

様式第7号（第8条関係）
西脇市指令第 号

様

西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった西脇市住宅耐震化促進事業については、下記のとおり承認することに決定したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付西脇市指令第 号の西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書第5項から第8項までのとおりとする。

～
・ ・

様

西脇市長

印

西脇市住宅耐震化促進事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった西脇市住宅耐震化促進事業については、下記のとおり承認することに決定したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

年 月 日付けで申請のあった事業は、西脇市住宅耐震化促進事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号（ ） -

西脇市住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業の交付決定額を変更し、補助金の交付を受けたいので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業を実施する住宅の所在地	西脇市
補助区分	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修計画策定費補助 <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助 <input type="checkbox"/> シェルター型工事費補助 <input type="checkbox"/> 建替工事費補助 <input type="checkbox"/> 防災ベッド等設置費補助
変更の理由	
補助金の申請額	円 (変更前 円)

<添付書類>

- 1 補助区分に応じ、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程の別表第6に定める事項に記載されているもの
- 2 その他市長が必要と認めるもの

様式第10号（第9条関係）
西脇市指令第 号

様

西脇市住宅耐震化促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった西脇市住宅耐震化促進事業については、下記のとおり変更して交付することに決定したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は西脇市住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の交付決定額 金 円
変更前の交付決定額 金 円
差引変更額 円
- 3 変更後の事業に要する経費は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助対象経費 円
- 4 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付西脇市指令第 号の西脇市住宅耐震化建替事業補助金交付決定通知書第5項から第8項までのとおりとする。

様式第11号（第10条関係）

～
・

様

西脇市長

印

西脇市住宅耐震化促進事業遂行状況報告請求書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定した西脇市住宅耐震化促進事業について、事業遂行状況報告を請求することとしたので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第10条第1項の規定により報告願います。

記

- 1 申請者
- 2 対象住宅所在地 西脇市

年 月 日

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり
氏

がな
名

電話番号（ ） ー

西脇市住宅耐震化促進事業遂行状況報告書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業について、補助事業遂行状況を西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見

年 月 日

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり
氏

がな
名

電話番号（ ） -

西脇市住宅耐震化促進事業遂行困難状況報告書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業について、事業の遂行が困難となったので、承認願いたく、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

～
・

様

西脇市長

印

西脇市住宅耐震化促進事業中間検査実施通知書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定した西脇市住宅耐震化促進事業について中間検査を行うこととしたので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第11条第2項の規定により通知します。

中間検査の受検に際しては、申請者側から市役所担当者に連絡し、検査日時を決定してください。

中間検査を受検しなかった場合、補助金が交付できない場合があります。申請者は、中間検査時に申請書の写し及び契約書の原本と写しを準備してください。

記

- 1 申請者
- 2 対象住宅所在地 西脇市

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり 氏 名

電話番号（ ） -

西脇市住宅耐震化促進事業実績報告書

年 月 日付西脇市指令第 号で交付決定のあった西脇市住宅耐震化促進事業を下記のとおり実施したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第12条の規定により、その実績を報告します。

記

事業を実施した住宅の所在地	西脇市
補助区分	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修計画策定費補助 <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助 <input type="checkbox"/> シェルター型工事費補助 <input type="checkbox"/> 建替工事費補助 <input type="checkbox"/> 防災ベッド等設置費補助
事業の着手年月日	年 月 日（交付申請書に記載した日付） 年 月 日（実際に業者と契約した日付）
事業の完了年月日	年 月 日（実際に工事が完了した日付） 年 月 日（実際に業者へ支払った日付）
補助金の最終交付決定額	円

<添付書類>

- 1 補助区分に応じ、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程の別表第7に定める事項に記載されているもの
- 2 その他市長が必要と認めるもの

別記

収支決算書

1 収入

科目	予算額	摘要
市補助金	円	
自己資金	円	
計	円	

2 支出

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

【注意事項】

- 1 収入と支出の計はそれぞれ一致すること。
- 2 補助金は、見込み額を記入する。
- 3 決算額は、補助対象となる額を記入すること。
- 4 支出の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。
- 5 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は、補助対象外となる。

～
・ ・

様

西脇市長

印

西脇市住宅耐震化促進事業是正命令書

年 月 日付けで実績報告があった西脇市住宅耐震化促進事業の補助金について、補助金に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に適合しないと認められるので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第13条第1項の規定により、下記のとおり是正するよう命ずる。

記

- 1 補助金交付に係る補助事業
 - (1) 補助事業名
 - (2) 補助事業期間
- 2 是正の内容

様式第17号（第14条関係）
西脇市指令第 号

住 所
氏 名

西脇市住宅耐震化促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった西脇市住宅耐震化促進事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第14条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長 印

記

1 交付確定額 金 円

様式第18号（第15条関係）

年 月 日

西脇市長

様

申請者

住 所

ふり
氏 名

印

電話番号（ ）

西脇市住宅耐震化促進事業補助金請求書

下記のとおり、補助金を交付されたく、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第15条第1項の規定により、請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第19号（第16条関係）
西脇市指令第 号

住 所
氏 名

西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった西脇市住宅耐震化促進事業の補助金の交付については、下記のとおり決定したので、西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程第16条第2項の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長 印

記

- 1 補助金 円を取消す。
- 2 取消しの理由

西脇市長

様

設計者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号（ ）

—

西脇市住宅耐震化促進事業設計確認書

年 月 日付けで申請のあった耐震改修に要する経費等については、下記のとおり補助要件を満たしていることを確認しました。

記

1 設計内容

住宅の所在地	西脇市
耐震診断の方法	
改修前における耐震診断結果 評点	(所 見)
改修後における耐震診断結果 評点	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
備考	

2 補助対象経費

区 分		費 用	概 要
補 経 助 対 象 費	耐震診断費用	円	
	計画策定費用	円	
	耐震改修工事費用	円	
	計	円	
補助対象外経費		円	
総費用		円	

住 所 _____
 事業者名 _____
 代表者名 _____
 電話番号 () - _____
 住宅改修業者登録 兵住改第 _____号

補助金算定・精算書

下記のとおり、見積り・精算いたします。

記

(住宅耐震改修計画策定費補助、住宅耐震改修工事費補助)

住宅の所有者	
住宅の所在地	西脇市
総工事費 (c) = (a) + (b)	円
補助対象工事費 (a)	円
その他工事費 (b)	円
補助金額 (f)	円

【注意事項】

- 住宅耐震改修計画策定費補助の交付申請に使用する場合は、住宅改修業者登録の記載は不要
- 住宅耐震改修工事費補助の交付申請に使用する場合は、以下の算定表に基づき算出した補助金額を記入すること。
- 変更交付申請の際に使用する場合は、変更前を () 書きで併記すること。

【補助金額(f)の算定表】

耐震改修工事に要する額	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上
補助額(定額)	50万円	80万円	110万円	130万円

<添付書類>

耐震改修工事費内訳書

様

耐震診断者氏名 _____
 () 建築士 () 登録第 _____ 号
 建築士事務所名 _____
 () 知事登録 _____ 号

耐震診断報告書

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。

この報告書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

住宅の所在地	西脇市
耐震診断の方法	
改修前における耐震診断結果 評点 _____	(所 見)
改修後における耐震診断結果 評点 _____	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
備考	

< 添付資料 >

耐震診断計算書 (改修前後)

付表 5 (様式第 1 号関係)

年 月 日

西脇市長

様

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____
電話番号 () - _____
住宅改修業者登録 兵住改第 _____ 号

耐震改修工事实績公表同意書

下記のとおり、本工事の実績を公表することについて、同意します。

記

1 業者について

住宅改修業者登録番号、会社名、所在地、連絡先 (TEL)、実施
件数

2 工事内容について

住宅改修業者登録番号、会社名、工事場所 (市町名のみ)、補助
区分、建て方、構造、建築年月、階数、戸数、延べ面積、改修前評
点、改修後評点、補助対象経費、工事内容、延べ面積当り評点上昇
分当り補助対象経費※

※補助対象経費 ÷ 延べ面積 ÷ (改修後評点 - 改修前評点)

付表 6 (様式第 1 号関係)

住宅概要書

(簡易耐震改修工事費補助)

住宅の所在地	西脇市	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名	
	住所	TEL
建築確認年月日	年 月 日 第 号	・ 不明
検査済証	年 月 日 第 号	・ 不明
建築年月	年 月頃竣工	
設備要件	<input type="checkbox"/> 居室	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 出入口
規模 (改修前)	地上 階 地下 階	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積 m ²	
	上記床面積の延べ面積に対する割合 %	
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	
改修前における耐震診断結果	改修前 点 ・ 未診断 (補助対象は、評点が 0.7未満と診断されたものに限る。)	
事業予定額 (補助対象経費)	耐震診断	円
	耐震改修計画策定	円
	耐震改修工事 (見込み)	円
	計	円
備考		

< 添付書類 >

店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表 (店舗等の部分の床面積の割合が分かるもの)

住 所 _____
 事業者名 _____
 代表者名 _____
 電話番号 () - _____
 住宅改修業者登録 兵住改第 _____号

補助金算定・精算書

下記のとおり、見積り・精算いたします。

記

(シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助)

住宅の所有者	
住宅の所在地	西脇市
総工事費 (c) = (a) + (b)	円
補助対象工事費 (a)	円
その他工事費 (b)	円

【注意事項】

- 1 シェルター型工事費補助の交付申請に使用する場合は、住宅改修業者登録の記載は不要
- 2 変更交付申請の際に使用する場合は、変更前を () 書きで併記すること。

<添付書類>

耐震改修工事費内訳書

付表 9 (様式第 1 号関係)

年 月 日

様

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____
電話番号 () - _____
住宅改修業者登録 兵住改第 _____ 号

耐震工事事業計画書

様の所有されている住宅の耐震改修工事の計画は下記のとおりですので報告します。

記

住宅の所在地	西脇市
耐震改修の概要	(補強方式) <input type="checkbox"/> シェルター型工事 <input type="checkbox"/> 非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事 (補強内容)
改修前の診断結果 (総合評点)	改修前 点 (屋根軽量化工事費補助の補助対象は、評点が 0.7以上と診断されたものに限る。)
備考	

< 添付資料 >

耐震診断結果又は耐震診断計算書

付表10（様式第1号関係）

住宅概要書

（建替工事費補助）

除却する住宅	所在地	西脇市	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> 申請者の住所と別
	所有者	（申請者との関係）	
	居住者※	（所有者との関係）	
	建築年月	年 月頃竣工	
	階数	階	
	構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
新たに建築する住宅	所有予定者		
	居住予定者※		
	設計者	氏名	⑩
		建築士資格（	）
	耐震基準適合証明者	建築基準法に適合していることを証明します。 氏名	⑩
	建築士資格（	）	
工事見積額	合計		円
	内訳	除却費（ ）	建築費（ ）
備考			

※居住者及び居住予定者は代表者1人の氏名を記入

年 月 日

確認者氏名

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

建築士事務所名

（ ） 知事登録 号

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付西脇市指令第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、耐震改修工事状況写真を添えて報告します。

この確認書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 住宅の所在地 西脇市

< 添付資料 >

- 1 工事写真
- 2 工事写真撮影箇所図

西脇市長

様

住 所 _____
 事業者名 _____
 代表者名 _____
 電話番号 () - _____
 住宅改修業者登録 兵住改第 _____ 号

耐震改修工事実績公表内容報告書

下記のとおり、本工事の実績について、報告します。

記

工事場所	
補助区分	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助
建て方	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
構造	造
建築年月	年 月 日
階数	地上 階 地下 階
戸数	戸
延べ面積	m ²
改修前評点	
改修後評点	
補助対象経費	円
工事内容	<input type="checkbox"/> 基礎、柱、はり、耐力壁等の補強工事 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事 <input type="checkbox"/> 耐震改修以外の工事（補助対象経費に含んでいる場合のみ）
延べ面積当り評点 上昇分当り補助対 象経費*	円

※補助対象経費÷延べ面積÷（改修後評点－改修前評点）

付表14（様式第15号関係）

年 月 日

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____
電話番号 () - _____
住宅改修業者登録 兵住改第 _____号

補助金精算書

下記のとおり精算いたします。

(簡易耐震改修工事費補助)

住宅の所有者		
住宅の所在地		西脇市
総費用 (f)=(e)+(d)		円
補助 対象 工事 費	耐震診断 (a)	円
	耐震改修計画策定費 (b)	円
	耐震改修工事費 (c)	円
	合計 (e)=(a)+(b)+(c)	円
補助金額 (d)		円

<添付書類>

補助対象金額の内容が分かる内訳書

様

耐震診断者氏名 _____
 () 建築士 () 登録第 _____ 号
 建築士事務所名 _____
 () 知事登録 _____ 号

耐震診断報告書

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。

なお、この報告書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

住宅の所在地	西脇市
耐震診断の方法	
改修前における耐震診断結果 評点 _____	(所 見)
改修後における耐震診断結果 評点 _____	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
備考	

< 添付資料 >

耐震診断計算書（改修前後）

年 月 日

確認者氏名

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

建築士事務所名

（ ） 知事登録 号

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付西脇市指令第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、耐震改修工事状況写真を添えて報告します。

この確認書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 住宅の所在地 西脇市

< 添付資料 >

- 1 工事写真
- 2 工事写真撮影箇所図

年 月 日

確認者氏名

（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

建築士事務所名

（ ） 知事登録 号

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付西脇市指令第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、耐震改修工事状況写真を添えて報告します。

この確認書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 住宅の所在地 西脇市

< 添付資料 >

- 1 工事写真
- 2 工事写真撮影箇所図